

一般社団法人日本医療機器工業会 競争法コンプライアンス規程

第1条（目的）

この競争法コンプライアンス規程（以下「本規程」という。）は、カルテル等の防止を目的とする。

- 2 一般社団法人日本医療機器工業会（以下「日医工」という。）の主催する社員総会、理事会、戦略会議、部会、委員会、勉強会、賀詞交歓会、懇親会など、形式を問わず工業会の活動とされるすべての会合（以下「会合」という。）の運営や統計情報の交換等、事業者団体としての活動について、我が国の独占禁止法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）を含む各国・地域の競争法（以下「競争法」という。）を十分に尊重し、これを遵守する。

第2条（適用範囲）

本規程の適用範囲は、日医工のすべての会合、活動に適用され、対象者は、日医工の事務局長及び事務局職員並びに理事、監事及び日医工の主催する会合又は活動に参加する役職員及び会員とする。

第3条（事務局長の責務）

事務局長は、本規程の内容又は運用に疑義が生じ又は生じるおそれがあることを知った場合は、速やかに理事会に報告しなければならない。

第4条（会合の運営）

日医工が主催する会合において、会合中はもとより、会合の開始前及び終了後においても、出席者は、次の事項について話題にしてはならない。但し、既に公表されているものはこの限りではない。

- ① 会員企業が商取引上において取り扱う商品又は役務の具体的価格、価格変更、価格構成、価格戦略、値引き、入札条件、数量、在庫、コスト等。
 - ② 会員企業の設備投資、設備廃止、生産・供給量、生産・供給能力、開発・生産・調達・販売計画、販売先、販売地域、供給機種、市場占有率、需要予測、需要動向等。
 - ③ その他、会員企業の事業活動における重要な競争手段に具体的に関係する内容等。
- 2 会合における責任者（以下「議長」という。）及び事務局職員は、会合における議題及び資料（事前配付される場合に限る。）に競争法上問題となるお

そのあるカルテル等の内容が含まれていないことを事前に確認する。また、会合の招集や案内に関する通知には、前各号の事項を話題としてはならない旨を記載する。

- 3 会合のうち、社員総会、理事会、戦略会議、部会、委員会、勉強会は、次の事項に従って運営する。
 - ① 議長は、会合の開始前に、別紙1「競争法遵守事項」（以下「遵守事項」という。）を配布又は会場に掲示して注意を喚起し、当該遵守事項の内容を周知するとともに、かかる周知がなされたことを議事録に記載する。
 - ② 会合において競争法上問題となるおそれがある発言をした者があったときは、議長は、その者に対して、注意を促す等の措置を講ずるものとし、それにもかかわらず、発言者が発言を中止しなかった場合、当該会合を終了させたうえで、当該終了事由を議事録に記載するとともに、理事会に報告する。
 - ③ 議長は、配付された資料の中に競争法上問題となるおそれのある記載を発見した場合には作成者に削除を求め、削除に応じないときには当該会合を終了させ、当該終了事由を議事録に記載するとともに理事会に報告する。作成者が削除に応じたときには、二重線等で当該記載を削除するとともに当該記載が削除された旨を議事録に記載する。
 - ④ 議長は、会合の議事録を自ら又は指名した者に作成させる。事務局職員は、原則として少なくとも1名以上出席し、議長の議事進行を補助する。但し、事務職員が出席できない場合は、議長は、録音機で議事を録音又は議事録で事務局長に報告する。
- 4 会合のうち、賀詞交歓会、懇親会その他の宴席（以下「懇親会等」という。）は、次の事項に従って運営する。
 - ① 事務局職員は、原則として少なくとも1名以上出席する。
 - ② 事務局職員は、開会に先立ち、「当該会合では競争法上問題となるおそれのある話題を話し合わない」旨を文書で事前又は開会前に周知する。
 - ③ 事務局職員は、競争法上問題となるおそれのある話題が生じた場合には、発言者に発言を止めるよう注意し、発言を止めないときには、当該懇親会等を終了させた上、理事会に報告する。

第5条（統計情報の収集、管理及び提供）

カルテル等に直結する統計情報の収集、管理及び提供の業務（以下「統計業務等」という。）は、会員団体並びに会員企業と無関係な第三者機関又は事務局職員が行うものとし、次の事項を遵守する。

- ① 日医工が、会員団体又は会員企業から収集する情報は実績値のみとし、

将来の予測に関する情報は収集しない。

- ② 統計業務等に携わる事務局職員は、会員団体又は会員企業から収集した情報が、当該事務局職員以外の者に開示されないよう、厳重な管理を行う。
- ③ 事務局職員は、会員団体並びに会員企業に個人情報を開示してはならない。
- ④ 一般又は会員団体並びに会員企業に対して統計情報を提供する場合は、競争法上の問題を引き起こすことのないよう、概括的かつ具体的な個社情報の特定及び抽出ができなくなる程度に集合化した情報のみを提供する。

第6条（非常時における医療機器安定供給対策の検討）

感染症の大流行、自然災害発生等の非常時における医療機器の安定供給確保及び情報収集を検討する場合は、災害対策本部（日医工理事会内に設置）の指示の範囲内で行うこととし、その限りにおいては前2条の適用を受けないものとする。

第7条（研修等）

事務局長は、事務局職員及び各委員会の委員長並びに会員団体及び会員企業に対して競争法コンプライアンスに関する研修を必要に応じ実施し、各人の知識向上に努める。

第8条（周知等）

日医工は、本規程をホームページ等に公開し、会員団体及び会員企業への周知徹底を図る。

第9条（調査）

本規程に違反又は違反するおそれのある事態が発生した場合、責任者等は、事務局職員の協力を得て、その原因について調査・分析を行い、理事会に報告する。責任者等は、必要に応じて、適切な第三者に調査・分析を委託することができる。理事会は、それに応じて適切な措置を講じる。

第10条（規程の改正）

本規程の改正は、理事会の決議による。

附則

本規程は、平成 27 年 4 月 8 日付で制定する。

本規程は、平成 27 年 6 月 1 日から実施する。

(別紙1)

競争法遵守事項

本会合の出席者は、会合中はもとより、会合の開始前及び終了後においても、次の事項について話題にしてはならない。但し、既に公表されているものはこの限りではない。

- ① 商品、役務の価格又は数量に関する事項
- ② 入札に関する事項
- ③ 開発・生産・販売の能力、計画又は政策に関する事項
- ④ その他、重要な競争手段に具体的にに関する事項

以上の内容にあたるかどうか判断に迷う場合は、話題にすることを控えること。